

京都市区役所の名称及び位置に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成23年4月28日

京都市長 門川大作

京都市規則第4号

京都市区役所の名称及び位置に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

京都市区役所の名称及び位置に関する条例の一部を改正する条例（平成23年3月23日京都市条例第49号）の施行期日は、平成23年5月6日とする。

（文化市民局市民生活部区政推進課）